

岩手大学における長期にわたる教育課程の履修に関する規則

平成16年 4 月 1 日 制 定
令和 7 年 2 月 27 日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第46条第2項、国立大学法人岩手大学大学院学則第19条第2項及び第21条の11第2項の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定める。

(対象学生)

第2条 長期履修の希望を申し出ることのできる者は、学部 に在学する学生（獣医学部共同獣医学科 に在学する者を除く。以下次条において同じ。）及び大学院研究科 に在学する学生（デュアルディグリープログラム学生を除く。以下次条において同じ。）のうち、職業を有しているなどの状況にある者とする。

(長期在学期間)

第3条 修業年限又は標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了する場合の在学を認める期間（「長期在学期間」という。）は、学部 に在学する学生にあつては6年以内、大学院研究科修士課程及び大学院研究科専門職学位課程 に在学する学生にあつては4年以内、大学院研究科博士課程 に在学する学生にあつては5年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、獣医学研究科 に在学する学生にあつては、長期在学期間を8年以内とする。

(長期履修の許可等)

第4条 長期履修を希望する者は、新たに入学する者にあつては入学手続時に、在学中の者にあつては2月末日又は8月末日までに学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の申請をした者について各学部教授会又は各研究科教授会（総合科学研究科にあつては専攻教授会）の議に基づき長期履修を許可する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年3月6日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この規則の規定にかかわらず、農学部獣医学科 に在学する者が当該学科 に在学しなくなるまでの間、第2条中「農学部獣医学課程」とあるのは、「農学部獣医学科又は農学部獣医学課程」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の規定にかかわらず、農学部獣医学科又は農学部獣医学課程 に在学する者が当該学科又は

当該課程に在学しなくなるまでの間、第2条中「農学部共同獣医学科」とあるのは、「農学部獣医学科又は農学部獣医学課程並びに農学部共同獣医学科」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の規定にかかわらず、農学部共同獣医学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、第2条中「獣医学部共同獣医学科」とあるのは、「農学部共同獣医学科又は獣医学部共同獣医学科」と読み替えるものとする。